

**PCTからの国内移行
～実務と留意点-米国、中国、欧州を中心に～**

パネルディスカッション

2025年11月20日

山口洋一郎、伊藤貴子、小出 輝、毛利峰子

モデレータ 浅見節子

まとめと論点

1. 国内移行期間と権利の回復
2. 国内審査の開始時期と早期審査
3. 国内移行費用
4. 国内移行時の留意点
5. 翻訳と補正
6. クレームの記載

1. 国内移行期間と権利の回復

	優先日から	延長の制度
米国	30月	故意でなければ、手数料の納付により回復可(放棄から2年以内であれば2,260ドル、2年を超えると遅延理由の説明と\$3,000ドル)
中国	30月	・2月延長可(手数料1,000元) ・不可抗力の場合は、障害がなくなってから2月以内かつ期限から2年以内なら権利回復可能
欧州	31月	・31月期限徒過後に受け取る権利喪失の通知から2月以内に追完手数料(約2,700ユーロ)の納付により手続続行可 ・その後は、障害がなくなってから2月以内かつ期限から1年以内なら権利回復可。「相当な注意」が要件。追完手数料(約6,500ユーロ)の納付。
日本	30月	・日本語特許出願の場合、みなし取下げの通知から2月以内に回復可(184条の5) ・外国語特許出願の場合、故意でなければ、みなし取下げの通知から2月以内に、回復手数料の納付により翻訳文提出可(184条の4)(手数料212,000円)

質問: 欧州においては「相当な注意」が要件となっているが、権利の回復は認められることもありますか。(日本では令和3年の改正前は「正当な理由」を要件としていたが、認められることはほぼなかった。)

2. 国内審査の開始時期と早期審査

	審査の開始時期	効果的に利用できる制度
米国	米国出願後平均22.6か月(FY2025)。国内移行後速やかに開始される(移行後1年程度)	PCT-PPH 米国出願後審査開始まで平均7.5か月(通常PPH)
中国	早期処理を請求すれば速やかに国内段階に移行され、国内公表後に実体審査段階に入る(早期公開請求制度あり)	PCT-PPH
欧州	早期処理の請求を移行時に行えば、国内権利化手続は速やかに開始される(ただし欧州調査開始はISR作成後)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT-PPH ・早期審査(PACE)
日本	国際公開のデータが特許庁内のファイルに格納された後*	PCT-PPH

*「特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国内移行手続 97頁(令和7年度、特許庁)による。

○米国においてPCT-PPHを利用すると、国内移行から審査までの期間を短縮できますか。
 ○中国において、国内公表では、中国語の翻訳文が公表されると思いますが、国内公表を早くすることが審査を早くすることになるのでしょうか。

3. PCTの国内移行費用ーパリルートとの比較ー

	国内移行費用
米国	PCTルートの調査手数料は580ドル vs パリルートは770ドル。この他に基本料金350ドル、審査手数料880ドルが必要。料金全体でPCTルートの方が190ドル安いですが、代理人費用で相殺されよう。
中国	パリルートと同じ
欧州	<ul style="list-style-type: none">・パリルートと同じ・出願料、欧州調査料、審査請求料等で合計約4,300ユーロ・欧州調査(欧州特許庁でISRを作成していない場合)が必須
日本	<ul style="list-style-type: none">・審査請求料の減額あり(ISA/JPの場合40%減、それ以外は10%減)・優先基礎出願について早期に審査請求をして、ISRの作成と同時に審査できれば、調査手数料の40%を返還請求できる。

質問: 中国への移行に関して オフィシャル費用の軽減は中国の企業では可能なようですが、日本の企業や大学が出願人の場合は、審査請求料や特許料などは軽減の対象とはならないのでしょうか。

4. 国内移行時の留意点

	国内移行時の留意点
米国	<ul style="list-style-type: none">・IDS(情報開示書)の提出が必要、提示された非英語文献の翻訳も必要・クレームの数が増えると手数料が大きく増える⇒補正・バイパス出願・移行時に手数料を支払えば、翻訳は後から提出可(提出命令の指定期間内)
中国	<ul style="list-style-type: none">・国内移行費用は国際公開時のクレーム数に基づき決定される。
欧州	<ul style="list-style-type: none">・クレームの数が15を超えると手数料が従量的に加算(275ユーロ/クレーム)⇒欧州調査開始前であれば自発的補正によるクレーム削除で対応可
日本	<ul style="list-style-type: none">・審査請求料は審査請求時のクレーム数に基づく。・発明の新規性喪失の例外の適用について、その申立て及び証明書の提出期限は国内処理基準時の属する日後30日以内(184条の14)

5. 翻訳と補正

	翻訳	補正
米国	<ul style="list-style-type: none">・明細書の忠実な翻訳でなければ、バイパス出願とする。・IDS、ISR、IPERで提示された文献の翻訳(機械翻訳可)または英文要約(OA翻訳可)が必要。	出願当初の明細書等の記載から <u>自明な事項</u> 。
中国	<ul style="list-style-type: none">・翻訳文が原文の記載から直接かつ一義的に確定できない内容を含む場合、補正要件違反になる。・誤訳訂正可だが登録後は難しい。	出願当初の明細書等の記載から <u>直接かつ一義的</u> 。
欧州	<ul style="list-style-type: none">・忠実な翻訳が求められる。・誤訳訂正についての特別な規定や審査基準はない。補正と同じと考えられる。	出願当初の明細書等の記載から <u>直接かつ一義的</u> 。
日本	<ul style="list-style-type: none">・翻訳についての特別な規定や審査基準はなく、補正と同じと考えられる。・誤訳訂正可。	出願当初の明細書等の記載から <u>自明な事項</u> 。

質問: ○誤訳がある場合、どのような不利益が生じますか。
○誤訳訂正はどの程度認められるのでしょうか。

6. クレームの記載

	クレームの記載	マルチマルチクレーム
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・PCTルート of 発明の単一性の基準はPCTと同じ(パリルート及びバイパス出願の発明の単一性の基準は米国独特) ・米国のスタイルにすると有利(バイパス出願が有用) ・characterized byを使うとクレームの前文が限定となるので、comprisingを使う。 ・Means plus function claimなど、米国特有の解釈がなされる場合があるから、事前の対策が望ましい(バイパス出願が有用)。 	<p>不可(単数マルチは可能だが追加料金が課される) (補正が必要)</p>
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・Two-part form(二部形式)で記載するとの規定あり。 ・権利化後の訂正では明細書に記載の特徴をクレームアップできないため、登録前に十分な従属項を設けておくことが必要。 	<p>不可 (補正が必要)</p>
欧州	<ul style="list-style-type: none"> ・Two-part form(二部形式)で記載する。ただし実務的には移行時に対応しなくても可。 	<p>可 (PCT出願時にマルチマルチ構造の開示があれば、全ての引用関係が後に補正の根拠になるため有利)</p>
日本		<p>国内段階では不可(補正が必要)</p>

質問: ○各国で特に注意すべきクレームの記載について教えてください。

○国によって、求められるクレームの記載が異なりますが、それに従わない場合にどのようなデメリットがありますか。

御参加いただき、ありがとうございました